

2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

本計画に策定された施策を推進するためには、行政、住民、事業者等が一体となって取り組める推進体制が必要です。

男女共同参画社会の促進に向けては、社会の動向を的確にとらえ、国や県等と連携した取り組みが要請される。国、県、近隣自治体、関係機関との協力体制を確立し、更なる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

本計画の推進に当たっては、屋久島町男女共同参画推進懇談会の意見をはじめ、住民の意向を尊重しながら、庁内推進体制の機能強化を図り、施策の総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

また、協働による推進体制の整備に向けて、推進リーダーの養成に努めます。

● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
2 2	男女共同参画基本計画の施策の推進	<p>男女共同参画社会基本法第15条（施策の策定等に当たっての配慮）に則り、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす施策を「男女共同参画事業」として策定。「男女共同参画事業」は全庁にわたり、各事業には、基本法の基本理念に対応し男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼす「基本的施策」と、実施された結果、間接的に影響を及ぼす「男女共同参画関連施策」とがある。</p> <p>本計画に「男女共同参画事業」として策定された施策を所管する各課において男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、「阻害しない」よう、施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の推進を図る。</p>	総務課
2 3	男女共同参画についての全庁的な理解の共有と浸透	本計画の推進に向けて、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と浸透を図る職員研修を実施する。	総務課
2 4	国・県・近隣自治体・県男女共同参画センター等関係機関との連携	本計画は、国・県・近隣自治体・県男女共同参画センター等関係機関と連携して進める。	総務課
2 5	家庭・学校・職場・地域においてあらゆる人・主体との協働	本計画は、家庭・学校・職場・地域においてあらゆる人・主体との協働により進める。そのため、推進の核となる人材を計画的に養成する。（県知事が委嘱する男女共同参画地域推進員を養成する研修に住民を派遣する等）	総務課

No	事業名	事業内容	担当課
26	男女共同参画基本計画の進捗状況の調査と評価（評価システムの構築）	男女共同参画担当課は、本計画の進捗状況の調査と評価（進行管理）を行い、その結果を、男女共同参画行政推進会議に報告し、さらに調査審議を経て内部評価として集約する。この内部評価の結果を男女共同参画推進懇話会に報告し、意見を聴取した上で取りまとめた課題について所管する課に通達し、その改善を要請する。着実な進行管理のための評価システムの構築に取り組む。	関係各課
27	調査研究、情報収集・提供	男女共同参画社会の形成についての町の実態把握のために、定期的に住民意識調査を実施する。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、住民に提供する。	総務課



3 多様性にとんだ魅力あるくらしづくりを支える地域環境づくりの推進

本町を取り巻く少子高齢化の進展、経済の国際化等社会・経済情勢の変化に対応するためには、新たな地域づくりの展開が要請されています。

多様化・複雑化する地域課題に対応し、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の整備を進めるためには、住民生活に係るさまざまなサービスを行政のみがその主体として提供してきた、これまでの公共サービスのあり方から、NPOや自治会等地域活動団体との協働による「新しい公共の創造」が求められています。

このような新たな地域づくりの展開に当たっては、自らの地域を住民自らの「自助」「共助」で担う地域自治の力量形成に努める必要があります。

その際、自ら取り組むべき地域の課題が、地域生活の実感に根ざして提起されることが重要であり、その基盤には、性別・年齢・障害の有無等を超えて多様な立場を生きる人々が共に生きることへの実感的理験を踏まえた地域コミュニティ意識の醸成が不可欠です。

しかしながら、「住民意識調査」において、人々の地域社会との関わり（地域コミュニティ意識）を把握するために、地域への貢献意欲や地域活動への参加の現状、地域の雰囲気や慣習についてたずねたところ、将来の地域社会の担い手として期待される若い世代の地域社会との関わりが希薄であることがわかりました。

また、公民館などの地区を単位とした団体活動に参加している多くの人が、活動に参加している気持ちについて「生きがい・やりがいを感じることもあるが、負担に感じることもある」と回答しており、参加している人の負担を軽減するためにも、固定的な性別役割分担意識等従来の地域の慣行に基づく活動の運営や内容について、多様化する地域の変化を踏まえて見直し、年齢や性別を超えて多様な人の参加が促進される環境づくりを進める必要があることも分かりました。

さらに、同調査において、地域活動の関わり方についてたずねたところ、性別により関心領域の偏りが見られることが分かった。地域での方針決定の場への参画が男性に集中しており、女性は地域生活に関わる様々な活動に「参加」はしているものの、企画立案から方針決定を担う「参画」にまで至っていない本町の現状においては、地域自治の基盤である地域生活の課題提起の力量に関わる重要な課題です。

また、世帯単位の慣行に基づく地域のあり方が、家族形態や生活形態の多様化に伴う地域の変化に対応しきれていないことが、人々の地域コミュニティ意識に影響を及ぼしていることも読み取れる。このような現状は、特に若い世代や単身者等の地域との関わりを希薄にしているばかりでなく、地域への貢献意欲がある場合にも参加の機会を阻む要因ともなり、人権尊重の視点からも看過できません。

このような男女共同参画の視点から見た地域コミュニティに関わる現状と課題を踏まえて、それぞれの地域における多様性に富んだ活力ある暮らしづくりを担う地域自治の力量形成を図るために、性別や年齢等を超えて多様な立場を生きる人が共に地域づくりに取り組めるよう環境の整備を進めます。

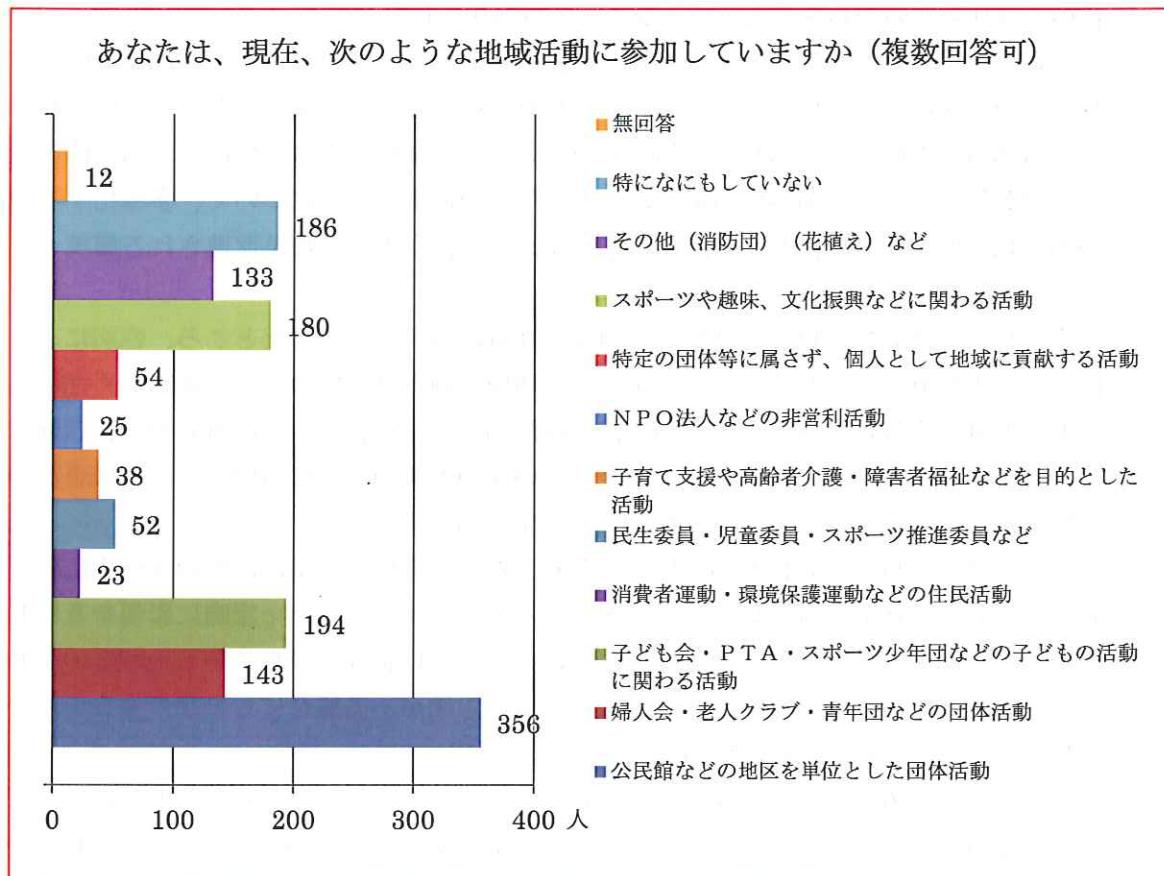
人権の確立をめざし、社会・経済情勢の変化に対応するために要請される男女共同参

画社会の形成に向けた取り組みは、地域づくりの展開に新しい価値を拓く最重要課題として位置づけられています。

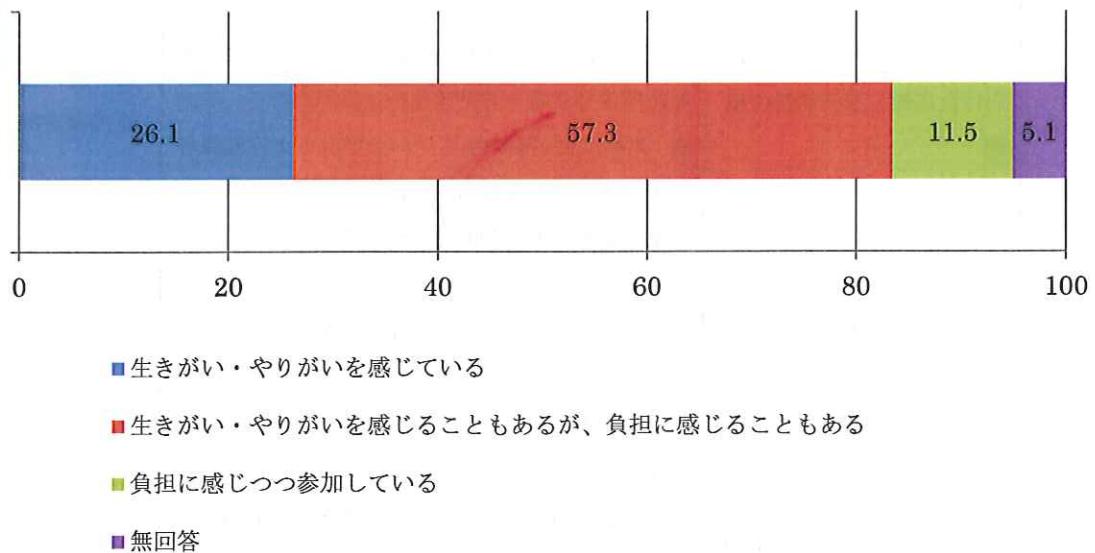
このような「男女共同参画社会の形成」という新たな視点から見た場合、本町の発展に欠かせない産業の振興について、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざし、地域経済・地域産業の課題としてのみ捉えるのではなく、福祉、文化、環境、景観等を含めて総合的に捉える地域生活の視座からの課題として取り組む必要があります。

そのため、家族経営を主体とする農林水産業、商工自営業に従事する人が多い本町においては、これから地域経済及び地域産業の持続可能な発展に向けた重要な課題として、男女が、その産業の従事者としてのみならず地域生活者として家庭生活において家族の一員としての役割を發揮しながら、経営及びその他の活動に参画できる環境づくりを、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る諸施策とも連携して進めます。

また、地域づくりの原点である住民一人ひとりの生命と財産を守るために最優先課題である防災に係る諸施策について、近年、人々の防災意識も高まる中、より一層人権の尊重が図られるよう男女共同参画の視点での配慮に努めます。



公民館などの地区を単位とした活動に参加しているお気持ちについて、
お選びください。（356人対象）



● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
2 再掲	公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画社会についての講座等の実施に当たっては、参加しやすいよう、公民館や、家庭教育学級、職場等、住民に身近な場所で開催する。	総務課 社会教育課
28	各種会議・研修会等の開催における配慮	性別にかかわらず、誰もが参加しやすい各種会議・研修会の実施に努める。	関係各課
29	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動や、NPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報や研修機会の提供に努める。	企画調整課
30	公民館活動における男女共同参画の推進	公民館活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりの研修を実施し、女性をはじめ多様な人の参画の拡大に取り組む。	社会教育課
31	女性に対する経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修等の充実	農林水産業、商工自営業に従事する女性を対象に、各団体と連携して、経理管理などについての研修会を実施する。	農林水産課 商工観光課
32	女性に対する融資、税制等経営参画に係る知識の普及	農林水産業や農産漁村における女性の経済的自立のための、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を進める。	農林水産課
33	女性の認定農業者・漁業者等の育成	女性が経営などに参画する機会を確保するための認定農業者・漁業者の育成に取り組む	農林水産課

4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大

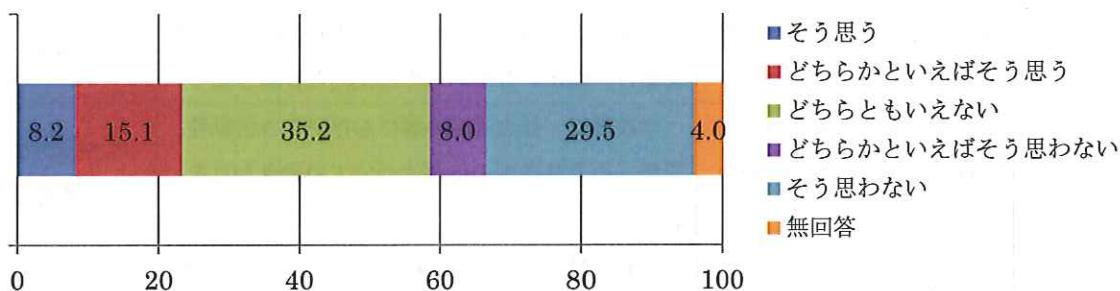
多様化する地域課題の解決に向けては、町政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要です。

中でも女性は、本町における人口の半分を占め、様々な分野の活動の担い手として参加しているが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、本町における女性管理職は1名、審議会等の女性委員の割合は18.1%、議會議員や自治公民館長は0人と町政や地域運営への女性の参画が十分であるとは言えない状況にあります。

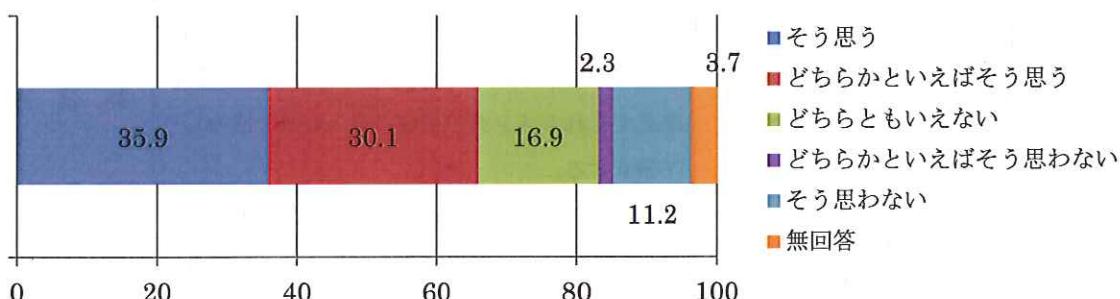
一方、「住民意識調査」において、「女性が、議會議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか」とたずねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定的な回答が84.1%となっている。また、「男性の方が女性より、管理職としての素質がある」とたずねたところ「そう思わない」が29.5%となっています。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成に努め、政策・方針決定過程に多様な立場にある人の声が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組みます。

男性の方が女性より、管理職としての素質がある。



あなたは女性が、議會議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか



● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
3 4	女性のためのエンパワメント研修の開催	各課が所管する団体等の女性を対象としたリーダー研修等に「エンパワメント」の理念を踏まえた男女共同参画の視点を導入するとともに、女性が「参加」から「参画」への力量形成を図る研修を実施する。	関係各課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
3 5	女性の人材リストの整備	審議会等における女性の参画の拡大に向け、人材に関する情報を収集し、一元的に管理し、各課が所管する審議会等の委員委嘱時に活用する。	総務課
3 6	審議会等における女性の参画の促進	女性人材リストを活用し、女性の参画を促進する。	関係各課
3 7	審議会等委員の公募制の導入	審議会等委員の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図る。	関係各課
3 8	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性参画の促進についての働きかけを行う。	教育総務課 社会教育課
3 9	各種団体への女性の参画に関する支援の充実	各種団体に対し、あらゆる機会を捉えて、役員への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワメントに向けた研修等の情報を提供する。	関係各課
4 0	ロールモデルに関する情報収集と提供	審議会等、政策・方針決定過程に参画した女性のモデルを収集し、関係団体等へ情報提供を行う。	総務課
4 1	県と協力したメンター制度の確立	審議会等、政策・方針決定過程に参画した女性の悩みや心配事について相談に乗り、助言などを与えてくれるメンター制度の導入を県と協力して確立する。	総務課
4 2	役場におけるポジティブ・アクションの実施	女性の職域拡大と男女でのバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことが出できるよう配慮する。	総務課

5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

男女が個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、働いている・働きたい人が、就業を継続し、それぞれの望む「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境の整備が求められています。

しかしながら、「住民意識調査」において、家庭における固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」「女性は結婚したら自分のことより、家族を中心に考えるべきである」「女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである」という項目で、肯定的な回答が5割に近い若しくは超えている。このような家庭における固定的な性別役割分担意識を背景に、その実態においても、「家事」「育児」「介護・看護」を「主に妻が行っている」と回答する割合が高くなっています。回答者の大半が「共働き」であることから、男性には一家の稼ぎ手としての責任が、女性には仕事と家庭的責任の両立を図る負担が集中する傾向にあることが分かりました。

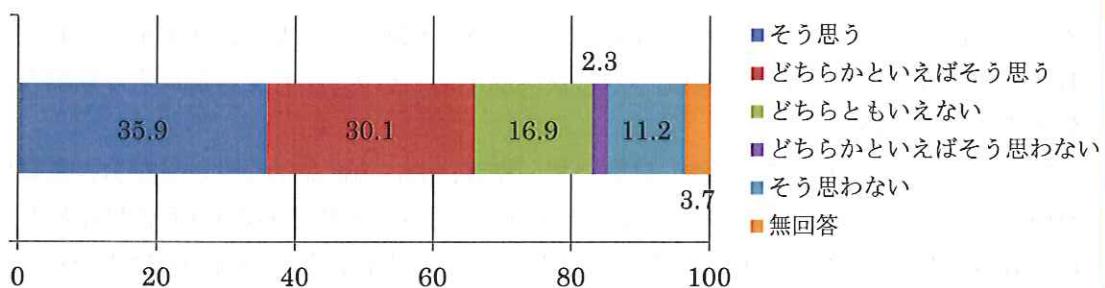
また、同調査において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてもたずねたところ、「「仕事と家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい」と回答する割合が高いにもかかわらず、その希望を実現するために必要なことについては、多くの人が、家族間、夫婦間での固定的な性別役割分担の現状の改善に関わることを挙げています。

「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）については、性別にかかわらず誰もが多様な生き方の選択ができ、人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで、仕事と家庭のみならず様々な分野での活動に関わることができる就業環境の整備が求められている。その前提として、性別や雇用形態の違いによる差別的取扱いを是正し、特に男女の均等な機会と待遇の確保に関わる施策の推進は重要な課題です。

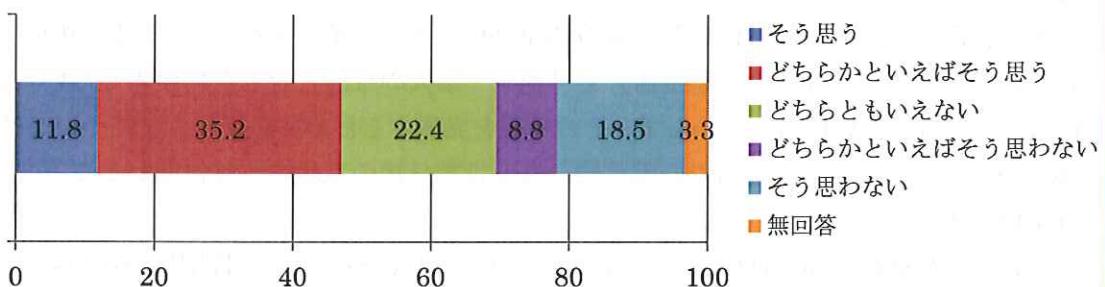
そのため、不安定な労働条件におかれやすい非正規雇用者、仕事と生活の場を同じくする農林水産業・商工自営業等、それぞれの状況により異なる諸課題について男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を進めるとともに、事業所に対しては、長時間労働等を前提とした従来の雇用慣行の見直しを働きかける等、働く場に応じた施策の実施に取り組みます。

また、人生の段階に応じた多様な就業のあり方を支えるためには、それぞれが抱える生活上の諸課題に対応することが求められており、育児や介護に係るサービスを提供する際にも、性別にかかわらず誰もが「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、あらゆる主体との密接な連携を図りつつ弹力的な対応に配慮します。

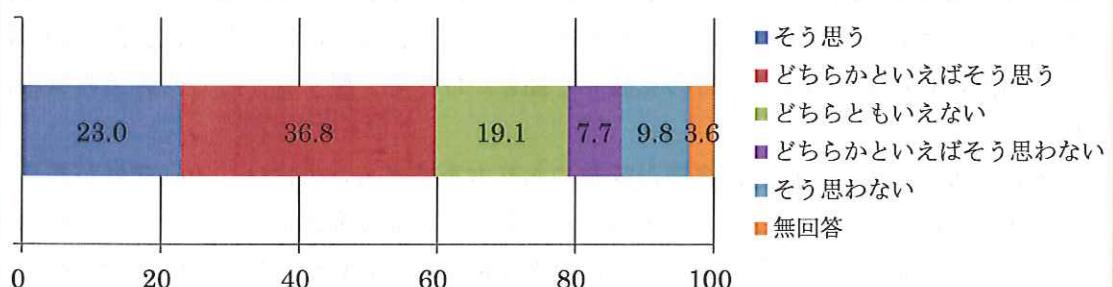
妻や子を養うのは男性の責任である



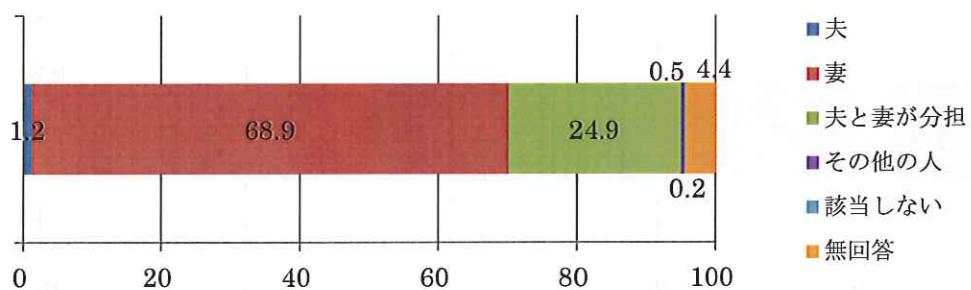
女性は結婚したら自分自身のことより、家庭を中心と考えるべきである



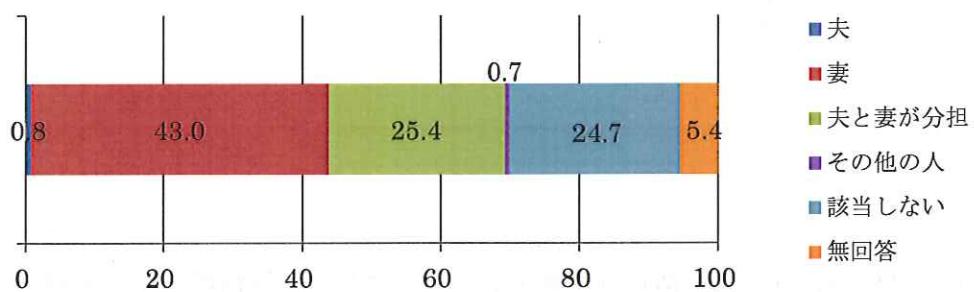
女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんととするべきである



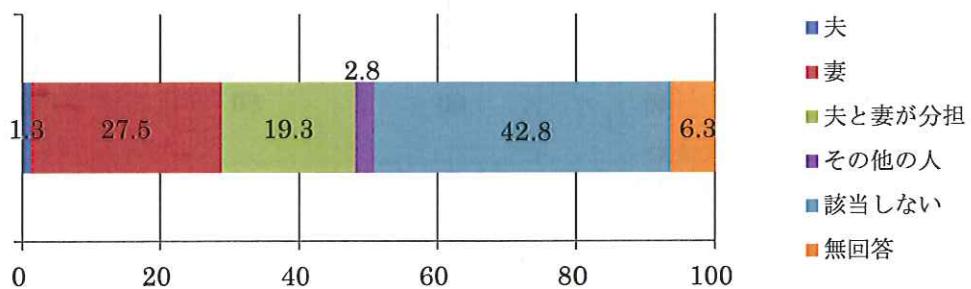
結婚している方へ。あなたの家庭では、次のような事柄を主に誰が行っているか
【家事】



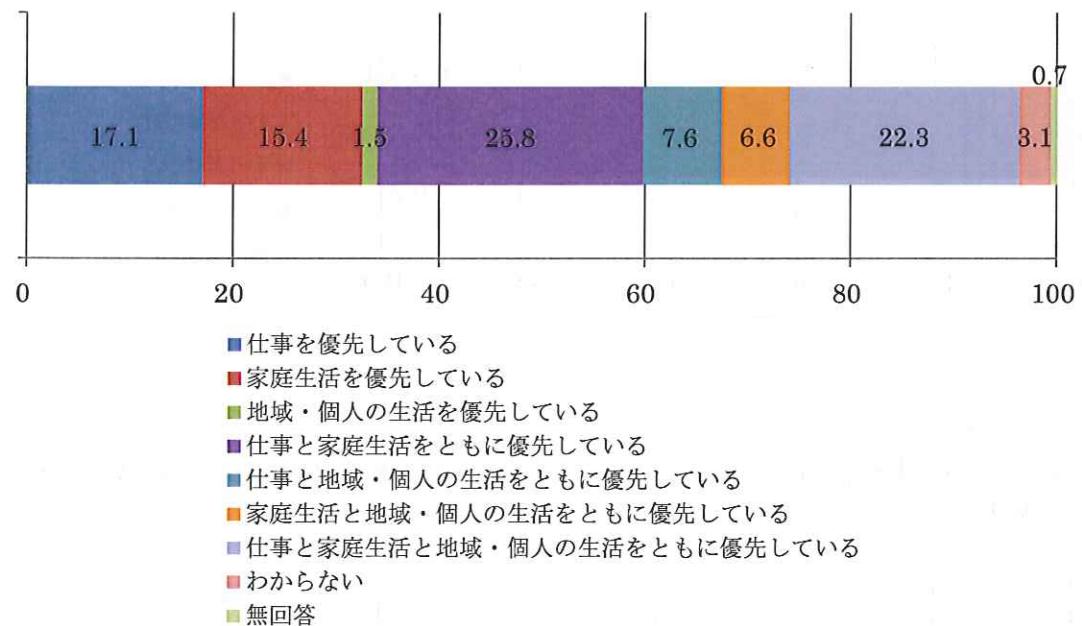
結婚している方へ。あなたの家庭では、次のような事柄を主に誰が行っているか
【育児】



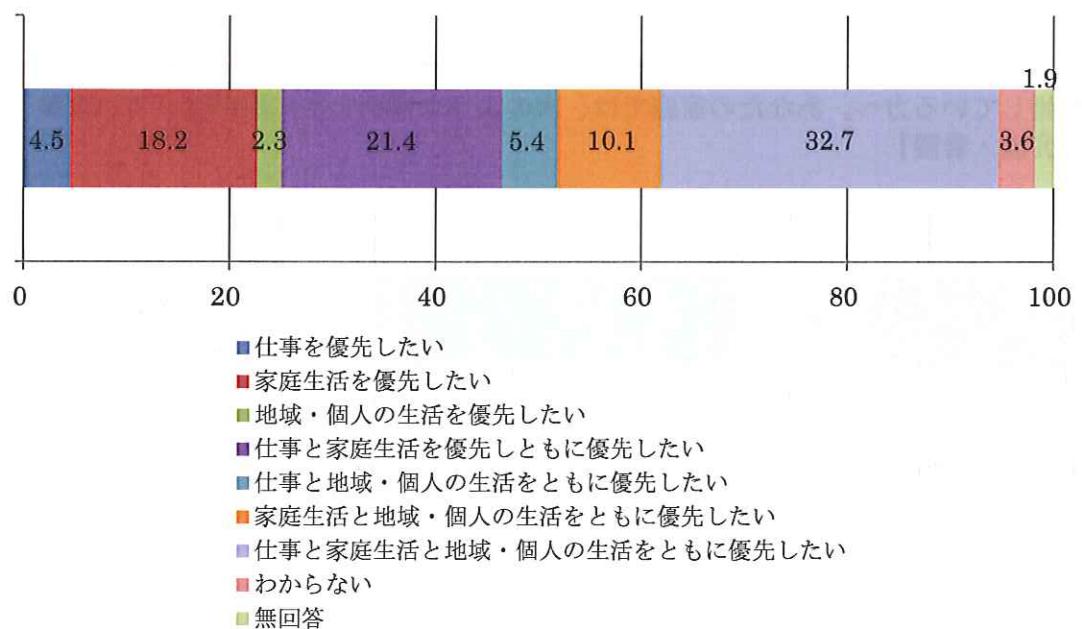
結婚している方へ。あなたの家庭では、次のような事柄を主に誰が行っているか
【介護・看護】



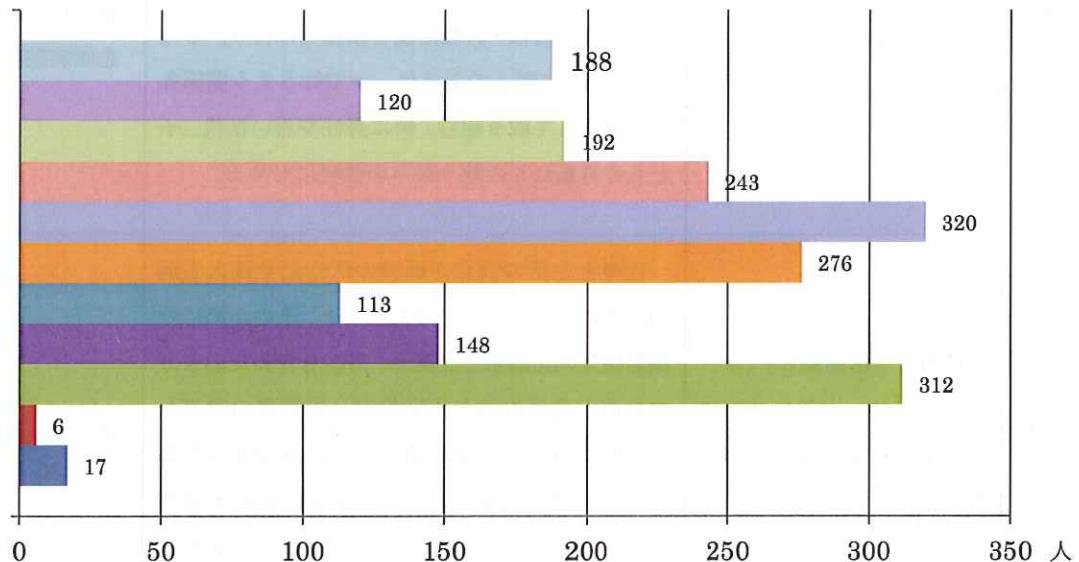
あなたの生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の関わり方についておたずねします。



生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）について、あなたの希望する関わり方をお選びください。



男性も女性も、家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに、自分の意志で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つ以内選択）



- 男性の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
- 仕事に生活を合わせるという、仕事中心の社会全体の仕組みを改めること
- 男性が家事に参画するライフスタイルについて抵抗感をなくすこと
- 男性も女性も生活面・経済面で自立できるようになること
- 家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするように十分に話し合うこと
- 家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をすること
- 学校・職場・会社など様々な場で男女平等や相互理解についての学習機会を増やすこと
- 労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること、自宅でも仕事ができるよう 在宅勤務などを普及させること
- 育児や介護支援の充実など、育児や介護を社会で支える制度を充実させること
- その他
- 無回答

● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
4 3	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	仕事と生活の調和が経済の活性化や個人生活の充実につながるものであること、そのためには職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しが重要であること等について、個人・事業所等あらゆる主体を対象に仕事と生活の調和の必要性についての理解を深めるための研修や情報提供等を実施する。	総務課
3 再掲	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るため、「男女の人権の尊重」の理念を踏まえた人権に関する教育・学習を行う。 また、性別に由来する個別具体的の人権問題について、男女共同参画社会の形成の阻害要因となることの理解を踏まえた教育・学習を行う。	教育総務課 町民生活課 社会教育課 総務課
6 再掲	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとのつながりの中で説明し、男女が共に社会的に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識が高められるよう、内容の充実を図る。	税務課 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
7 再掲	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進める。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について理解の促進を図る。	総務課 教育総務課
44	多様な働き方、多様な職業の選択に関わるロールモデルの収集と情報提供	性別にかかわらず、働き方や職業の多様な選択が可能であることを知るためのロールモデルの収集を行い、特に、子どもや若い世代に向けた、学校等関係機関を通じた情報提供に努める。	総務課
45	男性を対象とした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場への男女の共同参画による育児についての学習機会の提供や、妊婦教室の対象者を妊婦とその家族とするなど、男性の子育てへの関わりを進めるための実践的な研修と男性を対象とした育児についての相談を実施する。	健康増進課
46	男性を対象とした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たって、男性が参加しやすい日程に配慮する。また、男性が気軽に介護についての相談ができる場や機会の提供に努める。	介護衛生課
47	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行う。	町民生活課
48	役場におけるポジティブ・アクションの実施	男女共同参画社会基本法第9条（地方公共団体の責務／積極的改善措置を含む）に則り、職員の女性を対象に政策形成の力量形成を図る研修を実施するとともに、役場における職種・職域・職階の性別による偏りを改善するためのポジティブ・アクションの実施に向けて、各種法令等を踏まえて調査研究を行う。	総務課
49	役場における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	「子育て中の短期間勤務制度導入」や「男性の育児休業取得の促進」「労働時間軽減のための職場環境の改善」等を進める。	総務課
50	妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知	均等法は、妊娠したことなどを理由として労働者の女性に対して解雇や不利益な取扱いをすることを禁止している等、事業所への周知を徹底する。	総務課 町民生活課 商工観光課

No	事業名	事業内容	担当課
5 1	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務付けていることを事業所に周知するとともに、住民に対しては、妊産婦の定期検診は、会社に通院休暇制度がなくても、休むことができることや、母性健康管理指導事項連絡カード利用促進に向けた周知を徹底する。	総務課 健康増進課 商工観光課
5 2	誰もが働きやすい環境をつくるための事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様な活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行う。	総務課 商工観光課
5 3	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスマント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供する。 その際、パワーハラスメントは人権問題であるということへの理解を深められるような広報のあり方に留意する。	総務課 商工観光課
5 4	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	関係機関と連携し、事業所におけるポジティブ・アクションを推奨するとともに、積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、事業所の規模に応じた具体的な方法について事例を収集し情報提供を行う。	総務課 商工観光課
5 5	男女雇用機会均等法履行確保に向けた支援の充実	男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においても身近な法律として学習する等、その制度等の普及に努める。	総務課 教育総務課
5 6	働くことに関わる法律や制度に関する広報	労働基準法や、男女雇用機会均等法など、働くことに関わる法律や制度に関する広報を行う。 その際、厚生労働省の「均等法Q&A」を紹介するなど、分かりやすい広報を行う。	総務課 町民生活課
5 7	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入	公共調達において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を進めめる。	建設課

No	事業名	事業内容	担当課
58	家族経営協定締結の促進	生産と育児や介護との両立を支援するため、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）への配慮を含めた家族経営協定の締結を促進する。	農林水産課
59	新規就農者支援策の充実を図る男女共同参画の視点の導入	<p>農業は、生産と生活の場を同じくすることから、仕事と生活の調和に配慮した経営の実践が可能であることを踏まえ、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の視点を踏まえた就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介などを行う。その際、近年、若い世代の女性の職業選択として農業への関心が高まっている動向を捉えた配慮を行う。</p> <p>また、新規就農に関わる体制・環境の整備に当たっても、農業・農村における固定的な性別役割分担意識が農業に従事する女性の個性と能力の発揮に影響することを踏まえた配慮を行う。</p>	農林水産課



6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない状況があり、本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻む要因となることもあります。

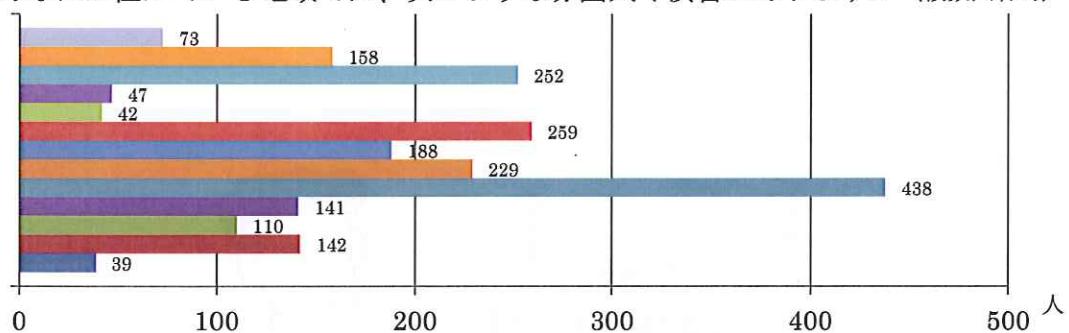
このような固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、暮らしの隅々に関わっており、無意識のうちに人々の男女共同参画意識に影響を及ぼしています。

本町においても、「住民意識調査」を通して、地域の雰囲気や慣行の中に「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「様々な役割分担の責任には男性が就き、女性は補佐役に就くことが多い」等・・・、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている様々な慣行があることが分かりました。

そのため、住民生活を支える行政のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域コミュニティにおける運営等に関わる慣行について、固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、性別による機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、男女共同参画社会の形成への影響という観点からの配慮を行います。

また、男女共同参画社会の形成という視点から見直されるべき制度や慣行について、住民が主体的に気づき拓かれるよう男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発を進めます。

あなたが住んでいる地域では、次のような雰囲気や慣習がありますか（複数回答可）



- 子どもがいない世帯や、中高年の一人住まいの世帯、若い独身者を地域活動の一員として初めから期待していないような雰囲気がある
- 女性や若い人は、男性や年長者の意見に従ったほうがよい（従うものだ）という雰囲気がある
- 団体の長や代表などには男性なるほうがよい（なるものだ）という雰囲気がある
- 会議等で女性が自分の意見を発言することに対して批判的な雰囲気がある
- 女性は様々な役割や仕事の経験を積む機会から遠ざけられている雰囲気がある
- 様々な役割の責任には男性が就き、女性は補佐役につくことが多い
- 集落・公民館・P T Aなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い
- 女性が役職に就きたがらない
- 会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある
- 地域のために習慣を見直すなど、改革を求める人を煙たがる雰囲気がある
- 地域での生活に関わる事柄について、互いに助け合うために、自分ができることで貢献しようとする意識があまりない
- 特にこのようなことはない
- 無回答

● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
60	町職員への研修	町職員の人権・男女共同参画意識が、町政への多様な住民の参画を阻害する要因とならないよう、人権・男女共同参画についての研修を実施する。	総務課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
4 再掲	生涯学習・社会教育の推進	生涯学習・社会教育によって、年齢や性別に関わりなく広く住民に多様な内容で提供される学習は、その結果として町民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるため学習内容の企画に当たって固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」に強調するものではないか等に配慮する。また、家庭教育学級、女性団体、青年団、育儿グループ等における男女共同参画社会についての学習機会の提供を促進する。	社会教育課 健康増進課
61	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	男女がともに家庭責任を果たすための学習会（料理教室等）を開催する。	健康増進課 社会教育課
8 再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行う。	総務課 企画調整課
9 再掲	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、町のあらゆる媒体を活用し提供するとともに、町が行うあらゆる講座・イベント等において国・県等が作成したリーフレット等を配布する。	総務課

No	事業名	事業内容	担当課
6 2	職場内における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進める。その際、男女雇用機会均等法等の法令の順守に向けた働きかけを行うとともに、事業所が主体的かつ実際的に慣行の見直しを進めるための積極的な情報提供を行う。	総務課
6 3	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校運営における男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進める。	教育総務課
6 4	行事やイベントにおける慣行の見直し	行事・イベント等における男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進める。それらの開催に関わる支援等を行うに当たって、見直しに向けた取り組みがなされるよう適切なアドバイスを行い、町が主催するものについては、積極的な見直し、改善を行う。	関係各課
6 5	地域運営における慣行の見直し	自治公民館等の運営における男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づいた慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進める。	社会教育課
6 6	地域の慣行についての実態把握	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる地域の慣習についての実態調査を行い、地域作業等における男女の金額差是正に係る取り組みの推進を図る。	社会教育課
6 7	個性を大切にする進路指導の充実	児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるようキャリア教育を含む進路指導を行う。進路指導に当たっては、担当する人の男女共同参画意識が反映されることもあるため、教職員対象の研修や実施や情報の提供に努める。	教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
68	先進自治体の事例等の収集及び活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画により多様性に富んだ活力ある職場、地域づくりを推進している先進自治体に関する事例等を収集し、役場での取り組みの参考にするとともに、管内事業所、自治公民館へ情報提供する。	総務課
69	公民館の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている公民館運営に関する慣行の見直しを行うため、女性が参画することの意義や男女共同参画社会の形成と人権尊重の視点から捉えた地域づくりについての先進地域の事例等の情報を積極的に提供し、公民館役員を対象とした男女共同参画社会についての研修を実施する。また、女性自身の参画の意欲を高めるエンパワメントを支援する。	社会教育課
70	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行い、また、女性自身の参画の意欲を高めるエンパワメントを支援する。	関係各課



7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止と救済に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題であります。

女性に対するあらゆる暴力の背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係の規範など、性別に由来する構造的な問題があるが、これらの暴力を個人的な問題として捉える意識は根強く残っており、暴力が潜在化する大きな要因となっていきます。

暴力についての正しい認識を広めるための取り組みを進めるとともに、暴力の形態や被害者のニーズに応じたきめ細かい対応に向けて関係機関職員への研修の徹底や、連携した取り組みを進める等、女性に対する暴力を根絶するため、防止と救済に向けた環境の整備を進めます。

本町が実施した「住民意識調査」によると、配偶者等から身体的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた方は17.9%となっている。また、人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの嫌がらせを受けた、あるいは恐怖を感じるような脅迫を受けたことがあると答えた方は15.8%、嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがあると答えた方は12.4%となっています。

また、それらの経験がある方に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が38%と最も多く（無回答除く）、暴力が潜在化しやすい傾向にあることも分かりました。

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が施行され、配偶者等からの暴力は、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、ジェンダー（社会的性別）に由来する構造的な問題であるという認識に基づいて様々な社会的取り組みが進められ、平成19年7月のDV防止法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

本町においても、DV防止法第3条第3項に基づき、「屋久島町配偶者等からの暴力防止対策基本計画」を「屋久島町男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DVの根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組みます。